

夏休み親子工作教室連絡協議会設置要綱

(目的及び設置)

1 夏季休業期間を利用して、子どもたちに木工工作等の体験学習の機会や親子が共同して作業に取り組む親と子のふれあいの機会として実施する。夏休み親子工作教室の開設に必要な連絡調整を行うために、夏休み親子工作教室連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）を設置する。

(構成)

2 連絡協議会は、次の団体に所属する者及び次の者をもって構成する。

- (1) 川崎市PTA連絡協議会
- (2) 各区PTA協議会
- (3) 神奈川土建一般労働組合川崎市協議会
- (4) 神奈川土建一般労働組合川崎中央支部
- (5) 神奈川土建一般労働組合川崎支部
- (6) 神奈川土建一般労働組合川崎中原支部
- (7) 神奈川土建一般労働組合川崎多摩支部
- (8) 川崎建設労働組合連合会
- (9) 川崎建設一般労働組合
- (10) 川崎建築労働組合
- (11) 川崎中部建設労働組合
- (12) 川崎北部建職連合組合
- (13) 横浜建設一般労働組合川崎支部
- (14) 教育委員会生涯学習部生涯学習推進課長
- (15) 小学校長会

(任期)

3 委員の任期は6月1日から翌年5月31日までの1年間とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(業務)

4 連絡協議会は、次の業務を行う。

- (1) 市内在住の児童及びその保護者を対象とした夏休み親子工作教室を開設するために、市内小学校PTAと相互に連絡・調整を図る。
- (2) 開設を希望するPTAと、親子工作教室の実施内容について協議し、準備・指導・助言等にあたり、開設に協力する。
- (3) その他、事業の目的の為に必要な事項を行う。ただし、各教室の実施にあたっては単位PTAが主体的に連絡協議会と話し合って進めるものとする。

(会長)

5 連絡協議会に、次により会長及び副会長を1名置く。

- (1) 会長及び副会長は、任期を1年とし、PTA団体または労働組合の代表が交代して充たる。
- (2) 会長は、連絡協議会を主宰し、これを代表する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を行う。

(委任)

6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は連絡協議会において定める。

付則

この要綱は、平成10年2月26日から施行する。

付則

この改正要綱は、平成11年4月21日から施行する。

付則

この改正要綱は、平成14年6月18日から施行する。

付則

この改正要綱は、平成15年6月10日から施行する。

付則

この改正要綱は、平成18年5月10日から施行する。

付則

この改正要綱は、平成19年5月8日から施行する。

付則

この改正要綱は、平成21年6月2日から施行する。

付則

この改正要綱は、平成22年6月8日から施行する。

付則

この改正要綱は、平成23年6月7日から施行する。